

# 池田町福祉計画（令和6～8年度） 令和6年度計画評価

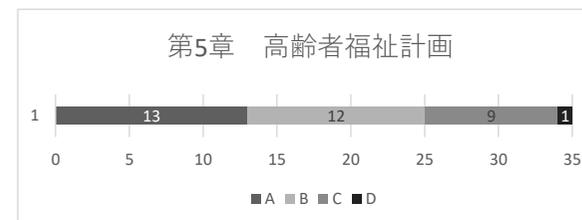
・ここでは評価項目を定めている、  
いのち支える推進計画 / 成年後見制度利用促進計画 / 高齢者福祉計画 / 障害者計画  
4計画の評価を行いました

・評価方法は上記4計画共通のものとし、次の通りとします。  
・評価は下表のとおりA～Dの4段階で行い、数値目標が掲げられている施策や事業等は定量的に評価し、それ以外の項目については定性的な評価とします。なお、定性的な評価にあたっては極力関連指標の数値から判断するようにします。

	定量評価	定性評価
A	100%以上	目標を超過している
B	80%以上 100%未満	目標を達成している
C	50%以上 80%未満	目標をほぼ達成している
D	50%未満	目標を達成していない

・理由欄には 評価の根拠（理由）となる事業実施日や参加者数などを記入しました。

	評価	項目数
第3章	A	0
	B	6
	C	0
	D	0
		6
第4章	A	2
	B	5
	C	3
	D	3
		13
第5章	A	13
	B	12
	C	9
	D	1
		35
第6章	A	5
	B	7
	C	2
	D	0
	評価不可	6
		20



第3章 いのち支える推進計画

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策1 自殺の心配に気づける環境づくり	1-1-1	心の健康状態を意識し、他者の自殺のリスクに気づける環境がある	ゲートキーパー研修の実施	保健所と連携して、主担当係以外の町職員、ケアマネージャーや相談支援専門員、民生委員等、支援に関わる人を対象としたゲートキーパー研修を実施する。 (1回/年)	B	令和6年11月19日に民生委員等を対象に研修を行った。	多世代相談センター
			情報の周知、提供	ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。 (随時)	B	町施設へのポスターの掲示、ホームページによる発信を国や県からの依頼に応じて行った。	多世代相談センター
				認知症サポーター養成講座等の機会を利用し、チラシの配布等を行う。(1回/年)	B	介護教室等の機会を利用し、チラシの配布を行った。	多世代相談センター
				ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。 (随時)	B	依頼に応じポスターの掲示等の啓発を行った。	多世代相談センター
施策2 自殺の心配を相談できる環境づくり	2-1-1	心の健康状態を意識し、自分自身や他者の自殺リスクについて相談できる環境がある	対応の主体となる部署の確立	多世代相談センターが主体となって、対応する。 (随時)	B	多世代相談センターが主体となり対応した。	多世代相談センター
			ポスターの掲示等の依頼が国や県からあった際に併せ、ホームページや防災無線等を利用し、役場職員や住民に対して、様々な相談先等を周知する。 (2回/年)	B	町施設へのポスターの掲示、ホームページによる発信を国や県からの依頼に応じて行った。	多世代相談センター	

第4章 成年後見制度利用促進計画

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	1-1-1	権利擁護支援地域連携ネットワークを強化する	圏域協議会の全体会及び部会に参加し、権利擁護支援に関する共通理解を促進するとともに、圏域全体の課題について協議します。 また、圏域協議会の構成団体に新たに当事者団体や専門職団体等を加え、連携体制を拡充します。	圏域協議会全体会の開催・参加 (1回以上/年)	B	R6.5.24圏域協議会の全体会、R7.1.9先進地視察 実施・参加	多世代相談センター 地域包括支援センター
	1-1-2	権利擁護支援地域連携ネットワークを強化する	圏域協議会の全体会及び部会に参加し、権利擁護支援に関する共通理解を促進するとともに、圏域全体の課題について協議します。 また、圏域協議会の構成団体に新たに当事者団体や専門職団体等を加え、連携体制を拡充します。	圏域協議会部会の開催・参加 (1回以上/年)	C	・部会は実施していない ・しかし、北アルプス連携自立圏福祉専門部会を実施。成年後見制度利用支援事業及び市町村長申立てについて、圏域内の統一的な要綱整備に向けて協議した。	多世代相談センター 地域包括支援センター
	1-1-3	権利擁護支援地域連携ネットワークを強化する	圏域協議会の全体会及び部会に参加し、権利擁護支援に関する共通理解を促進するとともに、圏域全体の課題について協議します。 また、圏域協議会の構成団体に新たに当事者団体や専門職団体等を加え、連携体制を拡充します。	圏域協議会の構成団体数 (32団体)	A	・令和6年度の協議会委員改選において、新たに「公益社団法人認知症の人と家族の会長野県支部」、「長野県手をつなぐ育成会大北地区」、「公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター長野県支部」が加わった。 ・32団体	多世代相談センター 地域包括支援センター
	1-1-4	日常生活圏域の権利擁護支援体制がある	虐待や消費者被害等の権利侵害、支援者の介入拒否（セルフネグレクト）、万引きや交通違反、徘徊など、自ら声を上げて助けを求められない人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、より身近な地域内における支援体制を構築します。	池田町地域ケア会議での検討 (1回以上/年)  個別ケースには随時対応していきます。	D	虐待・権利擁護に関するテーマでの地域ケア会議は開催できなかった。	多世代相談センター 地域包括支援センター

第4章 成年後見制度利用促進計画

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策2 成年後見制度の普及啓発	2-1-1	成年後見制度に関する広報活動を強化する	パンフレット、広報紙、ホームページ等で一次・二次相談窓口を明示するとともに、市民向けの講演会、関係者向けの研修会等の開催を通して、成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の普及を図ります。	講演会・研修会の開催・参加 (3回以上/年)	B	R6.8.22 成年後見制度実務者基礎研修、R6.11.18 成年後見制度普及啓発講演会、R7.2.28 成年後見制度実践力強化研修 ・北アルプス成年後見支援センターと共催	多世代相談センター 地域包括支援センター
	2-1-2	権利擁護支援に関する対応力が向上する	一次相談窓口担当者（中核機関職員）の研修を行うとともに、定例の無料相談会を活用し、相談窓口の対応力向上を図ります。	一次相談窓口担当者への研修実施・受講 (1回/年)	B	R6.7.19 中核機関担当職員研修会 実施・参加	多世代相談センター 地域包括支援センター
	2-1-3	権利擁護支援に関する対応力が向上する		無料相談会の実施・活用 (12回/年)	A	毎月の成年後見支援無料相談会を北アルプス成年後見支援センターと共催した。（R6.11.28 池田町総合福祉センターにて開催）	多世代相談センター 地域包括支援センター
施策3 成年後見制度の利用促進	3-1-1	権利擁護支援チームでの支援ができる	一次相談窓口への巡回相談や事例検討会を通して、親族や福祉・医療・地域の関係者が協力して後見人等と共に日常的に本人を見守りながら、本人の意思を最大限に尊重した対応を行う体制をつくります。	一次相談窓口への巡回相談・活用 (8回以上/年)	C	6回実施 75% R6.6.19池田町、R6.9.12、R7.2.12大町市南部、R6.10.15大町市北部、R6.11.13小谷村、R7.3.11白馬村	多世代相談センター 地域包括支援センター
	3-1-2	権利擁護支援チームでの支援ができる		事例検討会の実施・参加 (1回/年)	B	R6.12.19 事例検討会 実施・参加	多世代相談センター 地域包括支援センター

第4章 成年後見制度利用促進計画

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策3 成年後見制度の利用促進	3-1-3	適切な町長申立てができる	意思決定に支援が必要な人の状況に応じ、成年後見制度の必要性を早期に見極め、本人・親族申立ての手続支援を行うとともに、必要に応じて町長申立てを行います。	町長申立てを視野にいれたケース検討 (ケース発生時随時)	B	・制度の利用が福祉の増進に寄与する可能性のあるケースに対しては積極的にケース検討を行った。 ・個々の職員が単独で判断するのではなく、係全体で検討を行い、必要な人に必要な制度が届くよう心掛けた。	多世代相談センター 地域包括支援センター
	3-1-3	適切な町長申立てができる	適切な後見人等候補者を推薦するための受任調整会議について検討し、段階的に整備していきます。				
	3-1-4	後見人が相談できる場がある	成年後見制度の利用開始後において、後見人等が気軽に相談できる窓口を設置するとともに、家庭裁判所や専門職団体等との連携を図りながら、後見業務の適正化を図ります。	後見人等受任者からの相談件数 (令和6年度 窓口設置準備) (令和7年度 3件/年) (令和8年度 5件/年)	D	後見センター：後見人等受任者からの相談 2件	多世代相談センター 地域包括支援センター
	3-1-5	成年後見制度への助成制度を拡充し、活用促進をはかる	低所得者に対して、成年後見制度の申立費用や報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」について、町長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も利用できるよう見直すとともに、活用を促進します。	成年後見制度利用支援事業を見直す	C	R6.4.18 北アルプス連携自立圏福祉専門部会において、成年後見制度利用支援事業実施要綱を令和8年度に改正する方向で協議していくことを確認した。	多世代相談センター 地域包括支援センター
	3-1-6	権利擁護支援の担い手の選択肢が増える	将来的な成年後見制度の利用増に対応するため、北アルプス成年後見支援センターにおいて、法人後見支援員を養成します。 また、県や北アルプス広域連合、家庭裁判所や専門職団体等と連携し、市民後見人の養成について検討します	法人後見支援員養成人数 令和6年度 1人/年 令和7年度 1人/年 令和8年度 2人/年	D	北アルプス広域連合主催の生活支援サービス事業従事者等養成研修2日目の講義「生活援助の方法」で北アルプス成年後見支援センター職員が権利擁護について講義し、法人後見支援員等の活動に協力を求めたが、令和6年度中の雇用には至らなかった。	多世代相談センター 地域包括支援センター

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策1-1	1-1	「健康いけだ21」、「データヘルス計画」による					
施策1-2 生きがいづくり・社会参加の促進	1-2-1	社会参加の場がある	みのりの塾開催	(12回/年)	C	例年、特に冬季は参加者が少なかった。そのため、本年度は年間実施回数を7回と設定した。 全回ともに一定数の参加があり、内容も興味をもってもらえるものを実施できたと評価する。 社会参加の場としての役割を果たせていると考えるため、評価はCとした。 5月16日 30名、6月20日 13名、7月18日 17名、8月22日 25名、9月19日 17名、10月10日 24名、11月23日 130名	生涯学習係
	1-2-2	社会参加の場がある	一般介護予防事業 介護予防教室の実施	(5回(月～金)/週)	A	5回/週実施している 参加実人数：158人 延べ参加人数：5,777人	健康増進係
	1-2-3	社会参加の場を継続できる	地域でのゴム体操が継続にむけた、地域包括支援センター理学療法士の協力	地域包括支援センター理学療法士の各種教室への参加希望への対応 (100%)	B	できている。積極的に参加している。 参加希望の例 ・個別ケース対応で、リハ職の評価・助言がほしいとき ・ゴム体操で、冬季・夏季を休みとした地区が再開するときや、公民館改築後に活動再開するときなど、参加者の機運を高めたいとき ・地区サロン(民生委員)や保健指導員からの誘い	地域包括支援センター
	1-2-4	社会参加の場を継続できる	老人クラブの活動継続	老連及び加盟老人クラブへの補助金交付	B	予算を確保し、交付を実施できた。高齢者の生きがいの一つになるように、引き続き支援していきたい。	福祉係
	1-2-5	多様な社会参加の場がわかりやすく伝わる	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」(生活支援体制整備事業)の更新 (1回/年)	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」(生活支援体制整備事業)の更新 (1回/年)	B	R7.3更新予定	地域包括支援センター(委託先：社会福祉協議会)

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策2-1 高齢者の日常生活を 支援する体制整備	2-1-1	地域の人が協議する場がある	住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な仕組みについての検討	「支え合い・助け合いを広げる協議体」会議等の開催(年3回)	A	7月、10月、3月 実施 総合事業(通所B)利用者・ご家族・地域の支え手である委員等と交えグループワークを行ったり、当事者に対してアンケートを行うなど、地域住民が主体的・積極的に「自分の暮らしたい地域を考える」場とした。	地域包括支援センター(委託先:社会福祉協議会)
	2-1-2	人材養成と活動できる環境がある	支え合い・助け合いに参加する人が増える	「介護予防・日常生活支援サービス人材養成講座」新規受講者(15人/3年)	C	令和6年度人材養成講座受講者 9名 60%	地域包括支援センター(委託先:社会福祉協議会)
	2-1-3	人材養成と活動できる環境がある	支え合い・助け合いに参加する人が増える	「介護予防・日常生活支援サービス人材養成講座」修了後の活動参加率(80%)	B	令和6年度受講者9名のうち8名が支え合い助け合いの活動に参加している。89%	地域包括支援センター(委託先:社会福祉協議会)
	2-1-4	場や人材に見える化する	地域に潜在する人材や場が、わかりやすく伝わる	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」の更新(1回/年)	B	R7.3更新予定	地域包括支援センター(委託先:社会福祉協議会)
	2-1-5	事業の質が向上する(総合事業B型・D型)	既存の総合事業(B(通所・訪問)・D型)利用者等を対象にした事業評価	(1回/年)	B	令和6年度当初より開始していた事業についてはR7.3実施予定。年度途中より始まった事業は次年度以降依頼する。	地域包括支援センター(委託先:社会福祉協議会)
	2-1-6	事業の質が向上する(総合事業B型・D型)	総合事業B型(通所)事業の選択肢が増える	新規事業の開拓(3カ所/3年)	C	R6.11 カフェおいで(総合事業B・通所)総合事業補助金は利用していないが、ジョイフル(堀之内)66%	地域包括支援センター(委託先:社会福祉協議会)
	2-1-7	公共交通機関が使えない人への移動を支える	1人での外出に不安を抱える人への移動支援	事業の対象になる人で、総合事業(D型)の利用希望者への対応(100%)	B	断ることなく対応できている	地域包括支援センター(委託先:社会福祉協議会)
	2-1-8		介護が必要な人への移動支援	福祉輸送サービスを実施し、依頼に対する対応(100%)	B	時間の調整はあったものの、断ることなく対応できた。今後ニーズの増加が予測されるため、体制のさらなる充実も視野に注視していきたい。	福祉係

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策2-2 認知症施策 の充実	2-2-1	認知症になっても地域で暮らし続けられる地域がある	地域の様々な人への認知症の正しい理解を促す	認知症を考える講演会の開催 (1回/年)	A	北アルプスあづみ病院認知症疾患医療センターと共催にて実施 12月7日 テーマ「認知症とフレイル」	地域包括支援センター
	2-2-2	認知症になっても地域で暮らし続けられる地域がある	認知症の人の応援者である「認知症サポーター」の養成	サポーター養成講座を行うキャラバン・メイトの養成講座の実施 (1回/3年)	D	実施できていない。 年度当初は大北地区での開催の動きがあったが、実施には至らず、本年度の開催はできなかった。 今後も大北地区での開催もしくは当町での開催に向けて検討していく。	地域包括支援センター
	2-2-3	必要な人に必要な情報が届く	地域に潜在する、認知症を支援する人材や場が、わかりやすく伝わる	認知症ケアパスの更新 (1回/3年)	A	令和6年度完成 デザインを委託したことで目を引くものとなり、より多くの人に手にとってもらえるようになった	地域包括支援センター
	2-2-4	介護者を支える	認知症介護者への施策検討にむけたニーズ把握	ニーズ把握調査の実施 (1回/3年)	C	家族介護者支援と併せて、介護者へのヒアリングを行った。 その結果、ニーズが多岐にわたるとわかり、調査項目の選定に至らなかった。令和7年度実施予定。	地域包括支援センター
	2-2-5	認知症を予防する	認知症予防の意識づけ・啓発	地域の集いの場等での啓発事業 (5回/年)	A	・ゴム体操(約18回/月・生活上の予防、兆し、スーパーエイジャーになるための10項目等) ・介護予防教室、地区サロン(いきいきクラブ、4丁目、豊町、中之郷、花見、内鎌、林中)	地域包括支援センター
施策2-3 地域包括支援センター の運営強化	2-3-1	計画的に施策を展開する	計画的な事業推進	「地域包括支援センター事業計画」PDCA (1回/年)	B	実施している	地域包括支援センター
				あづみ病院、社会福祉協議会等へ委託・負担している各事業につきPDCA (1回/年)	C	池田社協：令和7年3月に事業評価の機会を設けた あづみ病院：実施できていない。次年度以降取り組む。	地域包括支援センター
	2-3-2	認知症施策を推進するための人材を配置する	人材配置	認知症地域支援推進員を配置する	A	配置している	地域包括支援センター
	2-3-3	生活支援体制整備施策推進のための人材を配置する	人材配置	生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置する	A	池田町社会福祉協議会へ委託(生活支援体制整備事業) 配置している	地域包括支援センター
	2-3-4	地域の介護サービスの質向上のため、本人や家族が気軽に意見を言える環境を整備する	苦情対応	広報誌・ホームページへの苦情窓口の掲載 (1回/年)	A	ホームページ掲載済	地域包括支援センター
	2-3-5	他方面の情報を収集、広報する	必要な人に、必要な時に、必要な情報が届く	地域包括支援センターの周知、虐待、認知症、成年後見制度について町広報誌への掲載 (各1回/年)	B	既定項目の掲載を行った	地域包括支援センター

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策2-3 地域包括支援センターの運営強化	2-3-6	個別の支援を通じて、関係機関との連携・ネットワークの強化、地域ケア力の向上を図る	個別ケア推進	地域ケア個別会議や専門職との学習会 (10回/年)	B	ケアマネージャーとの懇談会や学習会：4月11日、5月10日、6月13日、7月11日、9月12日、10月10日、11月15日、12月12日 3月12日（予定） 計9回 学習会：ハラスメント研修、心臓ケア研修、解決しない事例検討（松川村共催） 3回 今後は必要に応じて多職種での学習会等実施していきたい。	地域包括支援センター
	2-3-7	個別課題の解決から地域の課題を抽出する  地域課題を検討したり、学びを深めることで、地域包括ケアシステムの深化につなげていく	地域ケア推進	地域課題の整理 (1回/年)	C	地域課題（仮）の整理を行ったが、課題の精査後、会議等で共有することはできていない。 今後実施していく。	地域包括支援センター
施策3-1 権利擁護		「成年後見制度利用促進計画」による					
施策3-2 高齢者虐待の防止と対策	3-2-1	早期発見できる	虐待防止（不適切ケアの防止）や早期発見の理解を深める	住民、関係者を対象とした研修会や事例検討等を行う (1回/年)	C	虐待そのものを扱う研修会・事例検討は実施できていない。しかし、本年度発生した事業所虐待ケースの検討を受け、利用者によるハラスメント対応への課題が虐待事案につながったと考察した。これを受け、弁護士を講師にハラスメントに関する研修を行った。10月11日。そのため、評価は「C」とした。	地域包括支援センター
	3-2-2	支援者が適切な対応をとれる	関係者がチームで支援できる	住民、関係者を対象とした研修会や事例検討等を行う (1回/年)			
	3-2-3	支援者が適切な対応をとれる	町職員の対応力を高める	高齢者障害者虐待防止・対応マニュアルや各種ガイドラインの確認を行う (1回/年)	A	職員採用時にガイドライン及び町マニュアルの確認を行った。また、事例は発生するたびに、ガイドラインに立ち返り検討を行うことで理解を深めた。	地域包括支援センター

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策3-3 日常生活の 緊急対応	3-3-1	備えることができる	緊急時に備える仕組みがある	ニーズに対して緊急情報カプセルの配布（100%）	A	実施できている 令和6年度は更新の案内を送付できた。	地域包括支援センター
	3-3-2	発信できる	緊急時にSOSを出せる仕組みがある	ニーズに対して緊急通報システム事業の実施（100%）	A	実施できている。 令和7年2月現在 利用者数：14名	地域包括支援センター
	3-3-3	変化に気づけるつながりがある	緊急時に早期に気づける仕組みがある	見守りを希望する人に対し見守りネットワークを構築する （100%）	C	・見守りが必要になりそうなケースは、毎朝のケース共有にて複数の目にて抽出した。希望があるケースについては見守りや情報連携の仕組みを地域の人と一緒に作るよう取り組んだ。 ・民生員会にて見守りをテーマにアンケートを実施。次年度以降深めていきたい。	地域包括支援センター
施策3-4 自然災害や 感染症の対 策支援	3-4-1	福祉避難所運営がスムーズにできる	福祉避難所の訓練の実施	（1回/年）	B	被災状況確認、状況に合わせたレイアウトの確認等初動時において速やかに行うべき事項について、町の地震総合防災訓練に併せて実施。 指示役を行った者が、初動時に現場にいるとは限らないので、今後の訓練時に指示役を替える等、対応できる職員を増やしたい。	福祉係
	3-4-2	避難行動要支援者を把握する	避難行動要支援者名簿を毎月更新する	（月1回（年12回））	A	毎月更新し、危機管理対策室と共有した。	福祉係
	3-4-3	避難行動要支援者を把握する 支援が必要な人が避難できる	情報共有同意書の回収率をあげるため、対象者への勧奨を行う	（回収率 70%）	A	回収率87%。通知を送っても反応のない方には、相談支援部局（主に地域包括支援センター）の協力のもと、個別に訪問し、理解を求めた。 個別対応は実施前の60%弱に比べ成果が出たため、今後も継続し、水準を維持できるように努めたい。	福祉係
	3-4-4	避難行動要支援者を把握する 支援が必要な人が避難できる	個別避難計画の充実	自主防災会による個別避難計画にあたり、依頼等に応じた支援 （随時）	C	依頼をキャッチできなかった。 令和7年度以降は福祉の立場からこうしたことができる旨、自主防災会への周知を行う。	地域包括支援センター

第6章 障害者福祉

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策1-1 自己決定の尊重と意思決定の支援	1-1-1	自己決定が困難な者でも、自己決定の権利を履行できる	成年後見制度の利用促進	池田町成年後見制度利用促進計画による。			多世代相談センター
	1-1-2	対象者の自己決定を尊重した相談支援を行う	相談支援体制の充実	定期的に広報誌、ホームページ等で相談窓口を周知する。(3回/年)	C	ホームページや防災無線での周知を行った。	多世代相談センター
				適切な情報共有に基づいた支援方針等の検討の場を設定する。(1回/月)	A	毎週1回を目安に場を設け、支援方針の検討を行った。	多世代相談センター
	1-1-3	支援者の合議による意思決定体制を構築する	意思決定支援チームの有効活用	多職種連携による意思決定支援を行う。(ケース発生時)	A	対象事案発生時に関係機関と連携し、意思決定支援を行った。	多世代相談センター
	1-1-4	権利侵害行為の予防と発生時に解消に向けた迅速な対応が図られる	障がい者差別の解消に資する情報の周知、提供	ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。(随時)	B	県からの依頼に応じて安らぎの郷内にポスターの掲示を行った。	多世代相談センター
			ケース発生時の迅速な対応	大北圏域の障がい者差別解消委員会を活用する。(ケース発生時)	—	対象ケース発生なし	多世代相談センター
			虐待への対応	障がい者虐待防止センターとして、多世代相談センターが主体となって早期解決を図る。(ケース発生時)	B	対象2ケースが発生。現在対応中。	多世代相談センター

第6章 障害者福祉

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策1-2 障がい児の健やかな育成のための発達支援		「子ども子育て支援計画」による					
施策2-1 対象者の生活に即した、障害福祉サービスの実施	2-1-1	ニーズに応じた適切な障害福祉サービスが提供できる	ニーズに応じた適切な障害福祉サービスが提供できる	相談支援専門員からの依頼に応じて、支援会議やモニタリング会議に出席する。(ケース発生時)	B	該当ケース数は3件。	多世代相談センター
				基幹相談センターや相談支援専門員との連携による、ニーズに応じた適切な障害福祉サービスの提供に努める。(随時)	A	支援者との連携により適切な障害福祉サービスの提供に努めた。	多世代相談センター
	2-1-2	適切な情報が提供できる	「福祉のあらし」等による情報提供	「福祉のあらし」の情報更新を定期的に行う。(1回/年)	B	「福祉のあらし」の情報更新を行った。	多世代相談センター
施策2-2 地域生活を支えるサービス提供体制の整備	2-2-1	障害福祉サービスだけでなく多層的なサービス提供体制がある	必要なサービスの検討と実施体制の構築 サービス提供環境の維持	多職種による連携を推進し、池田町社会福祉協議会等、関係機関との検討を行い具現化できるよう努める。(随時)	C	町内にある事業所から聞き取りを行い実態把握を行った。今後、分析を経て必要な環境等を検討していく。	多世代相談センター
	2-2-2	協議検討できる場がある	自立支援協議会の活性化	年度ごと、自立支援協議会理事会上において協議会活動の質的評価を行う。(1回/年)	B	令和6年度第2回理事会において質的評価を行った。評価内容等を踏まえ、池田町自立支援協議会を立ち上げることとした。	多世代相談センター

第6章 障害者福祉

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策2-3 互いに支え合う地域風土の醸成	2-3-1	地域共生社会の実現に向けた足掛かりとして、住民の互助関係が誰に対しても構築できる	相談支援体制の充実	定期的に広報誌、ホームページ等で相談窓口を周知する。 (3回/年)	B	ホームページ、広報誌にて周知した。 令和7年度に池田町障がい者等基幹相談支援センターを設置できるように調整した。	多世代相談センター
				適切な情報共有に基づいた支援方針等の検討の場を設定する。 (1回/月)	A	毎週1回を目安に場を設け、支援方針の検討を行った。	多世代相談センター
				必要に応じて、障がいのある方の相談だけでなく、地域住民を対象とした検討会等も当事者の同意をもとに行い、有効な互助関係の構築と維持を図る。 (随時)	—	対象ケース発生なし	多世代相談センター
		地域共生社会の実現に向けた足掛かりとして、住民の互助関係が誰に対しても構築できる	活動を体験できる場の提供	社会福祉協議会等との連携により、支え合いを体験できる活動等を実施する。(1回/年)	B	ファミリーサポーター研修の場を利用し、体験活動を行った。	多世代相談センター

第6章 障害者福祉

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当
施策2-3 互いに支え合う地域風土の醸成	2-3-2	避難行動要支援者を把握する 支援が必要な人が避難できる	情報共有同意書の回収率をあげるため、対象者への勧奨を行う	回収率 70%	A	回収率87%。通知を送っても反応のない方には、相談支援部局（主に地域包括支援センター）の協力のもと、個別に訪問し、理解を求めた。個別対応は実施前の60%弱に比べ成果が出たため、今後も継続し、水準を維持できるように努めたい。	福祉係
	2-3-3	避難行動要支援者を把握する 支援が必要な人が避難できる	個別避難計画の充実	自主防災会による個別避難計画作成にあたり、依頼等に応じて支援を行う。 (随時)	—	対象ケース発生なし	多世代相談センター